

# 中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

## 第51回

### 中国における為替管理(その1)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国では、外貨が国外に流出することがないよう、厳格な外国為替制度を規定している。そのため、日本企業が中国企業と契約する場合などに、中国から日本に外貨を送金する手続が容易でない場合がある。そこで、今回は、中国から日本への送金について具体例を挙げて検討したい。

#### 一 技術ライセンス契約

Q1: 日本企業A社は、その有する特許権やノウハウなどの使用について、中国企業B社に対して許諾し、B社はA社に対しライセンスフィーを米ドルで支払うという内容の技術ライセンス契約を締結しようとしています。B社がA社に対して外貨送金をすることができない場合があるでしょうか。また、外貨送金することができる場合には、どのような手続をとればよいでしょうか。

A1: 技術が輸入禁止類に該当する場合や、技術が輸入制限類に該当し、かつ輸入許可を得ていない場合など一定の場合には外貨送金できないことがあります。

また、外貨送金にあたり、技術が輸入制限類に該当する場合には、技術輸入許可証及び技術輸入契約書を、技術が輸入自由類に該当する場合には、技術輸入契約登録証及び技術輸入契約書を外国為替指定銀行に提示することにより外貨送金することができます。

#### 1 外国為替制度の概要

中国では、外貨が国外にむやみに流出してしまうことがないよう、厳格な外国為替制度を規定している。そして、外貨送金の方法には、企業が外国為替指定銀行に有している外国為替口座から支払う方法、及び、外国為替指定銀行において人民元を外貨に両替して支払う方法がある(外貨の決済、売却、支払管理規定第13条)。このように、外貨の売買は、すべて銀行の外国為替売買システムの中で行われる。

また、中国においては、外国為替取引を經常項目と資本項目に分類し、それぞれに対し異なる管理を施している。この点、「經常項目」とは、国際収支中の經常的に発生する取引項目をいい、貿易収支、役務収支、対価のない移転等を含む(外貨管理条例第52条第6項。具体的には、貿

易決済、口銭の支払、無形資産購入代金の支払、借入金利息の支払など)。次に、「資本項目」とは、国際収支中の資本の輸出及び輸入により生じる資産と負債の増減項目をいい、直接投資、各種ローン、証券投資等を含む(外貨管理条例第52条第7項)。

そして、経常的に発生する「経常項目」については、原則として、外貨管理局などの許可が不要で、銀行審査により外貨送金が可能である(外貨管理条例第5条、第11条)。

この点、技術ライセンス契約に基づくライセンスフィーの支払は、資本の輸出輸入などではなく、経常的に発生する取引項目であるので、「経常項目」にあたる。したがって、外貨送金のために、外貨管理局などの許可は原則として必要なく、外国為替指定銀行の審査により外貨送金が可能となる。

## 2 技術ライセンスフィーに関する外貨送金の可否

技術が輸入禁止類に該当する場合には、そもそも当該技術の輸入が許されず(技術輸出入管理条例第9条)、従ってその対価となるライセンスフィーの外貨送金も許されない。また、技術が輸入制限類に該当し、かつ輸入許可を得ていない場合も、当該技術の輸入が許されないため(技術輸出入管理条例第10条)、ライセンスフィーの外貨送金は許されない。

これに対して、技術の内容が自由類に該当する場合、又は、技術が輸入制限類に該当し、かつ輸入許可を得た場合には、金額が技術ライセンス契約の内容に見合ったものであれば、ライセンスフィーの外貨送金は可能である。

なお、「輸入禁止・制限に係る技術目録(第1組)」は、禁止類として溶鉱炉製鉄プロセスなど11類25項目を定め、制限類として遺伝子組み換え技術など6類16項目を定めている。

## 3 ライセンスフィーの外貨送金に必要な手続

技術ライセンス契約に基づくライセンスフィーの外貨送金に必要な手続は、対象となる技術が輸入制限類か輸入自由類かによって異なる。ただ、以下に述べるように、外貨送金に当たっては関連する契約書などの提示が求められるため、日本国内においてしばしば行われるように、契約書を作成することなく口頭で契約を締結したとしても、中国企業は日本企業に送金することができないことに注意が必要である。

### (a) 輸入制限類技術を対象とするライセンス契約

輸入制限類技術の輸入のためには、技術輸出入管理条例第11条以下に規定された手続が必要である。

具体的には、①国務院外経貿主管部門に対し、関連文書を添付して、技術輸入申請を提出し

(技術輸出入管理条例第11条第1項)、②技術輸入プロジェクトについての関連部門の許可が必要であるときは、さらに関連部門の許可文書を提出し(技術輸出入管理条例第11条第2項)、③輸入業者は、技術輸入契約を締結した後、国务院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連文書を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない(技術輸出入管理条例第14条第1項)。

輸入業者は、上記手続によって取得した国务院外経貿主管部門の交付にかかる技術輸入許可証及び技術輸入契約書を外国為替指定銀行に提示することによって、外貨送金することができる(外貨管理条例第11条、外貨の決済、売却、支払管理規定第13条第10項など)。

(b) 輸入自由類技術を対象とするライセンス契約

輸入自由類技術の輸入のためには国务院外経貿主管部門の許可は不要だが、国务院外経貿主管部門において、技術輸入契約の登録申請書、技術輸入契約の副本、契約の双方当事者の法的地位に関する証明文書を提出し、登録手続を行わなければならない(技術輸出入管理条例第18条)。

輸入業者は、上記手続によって取得した国务院外経貿主管部門の交付にかかる技術輸入契約登録証及び技術輸入契約書を外国為替指定銀行に提示することによって、外貨送金することができる(外貨管理条例第11条、外貨の決済、売却、支払管理規定第13条第10項など)。

## 二 業務委託契約

Q2: 中国企業A社が日本企業B社に対して、日本における製品のマーケティングに関する調査業務を委託した場合、B社はA社から委託料を外貨で受領することができるでしょうか。外貨で受領することができる場合、どのような送金手続が必要でしょうか。

A2: B社は、調査業務の対価を外貨で受領することが可能です。

A社は、A社とB社の契約書を外国為替指定銀行に提示することによって、外貨送金することができます。ただし、送金金額が当該委託契約の内容に見合うものであるかについて、外国為替指定銀行において、厳格に審査される可能性が高いため注意が必要です。

マーケティングに関する調査業務の委託契約に基づく委託料の支払は、資本の輸出・輸入などではなく、経常的に発生する取引項目であり、「経常項目」にあたる。従って、原則として、外貨送金のために外貨管理局などの許可は必要なく、外国為替指定銀行の審査により外貨送金が可能となる。

また、マーケティングに関する調査業務の委託契約は、通常技術ライセンス契約の場合のように技術を扱うものではないので、技術輸出入管理条例の適用はなく、また、委託契約について関係機関の許可を取得したり、関係機関に委託契約を登録したりする必要がない。

したがって、マーケティングに関する調査業務の委託契約に基づく委託料の外貨送金は、本件委託契約の契約書を外国為替指定銀行に提示することによって、可能であり、外国の受託者は外貨により委託料を受領できると考える。

なお、外国為替指定銀行は、外国為替の決済、売却、支払管理規定の第2章、第3章に基づいて査定し、外貨を支払わなければならない(外国為替の決済、売却、支払管理規定第33条)。また、外国為替指定銀行は、外貨管理局の監督、監査を無条件で受け、かつ関連資料を開示、提出しなければならない(外国為替の決済、売却、支払管理規定第41条)。違反に対しては、警告、没収、過料などの制裁がある(外国為替の決済、売却、支払管理規定第41条)。この点、マーケティングに関する調査は無形であり、適正時価の算定が比較的困難であるから、外国為替指定銀行は違反に対する制裁を避けるため、厳格に審査することが予想される。

したがって、外国為替指定銀行に提示する委託契約書は、いかなる金額にいかなる業務が対応しているかが容易に判明する程度に、できるだけ詳細に作成することが望ましい。

また、審査の過程で要求される可能性を考慮し、調査の結果、提供する資料が委託料に相当すると合理的に考えられる分量、内容であるかどうかも考慮すべきである。

### 三 配当の送金

Q3: 日本企業A社と中国企業B社が共同で出資して設立した中国合弁企業C社は、今年度に初めて利益配当をすることを予定しています。そのため、中国合弁会社C社は、その配当金を日本円でA社の日本における口座に送金したいと考えていますが可能でしょうか。

A3: C社の董事会の利益処分決議を外貨指定銀行に提示することによって、日本円で送金することが可能です。

外国側合弁当事者は、合弁会社がした利益配当を、外貨管理条例に従って、国外に送金することができる(中外合弁企業法第11条第1項)。

そして、先に述べた通り、「経常項目」については、原則として、外貨管理局などの許可が不要で、外貨の決済、売却、支払管理規定に従って、銀行審査により外貨送金が可能である(外貨管理条例第5条、第11条)。この点、外商投資企業の利益配当は、資本の輸出輸入などではなく、経常的に発生する取引項目であるので、「経常項目」にあたる。

したがって、かかる場合、外貨送金のために、外貨管理局などの許可は原則として必要なく、

外国為替指定銀行の審査により外貨送金が可能となる。

そして、外貨の決済、売却、支払管理規定は、「外商投資企業の外国投資者が法に従い納税した後の利益、配当の海外送金は、董事会の利益処分決議を提示し、その外貨口座から支払い、又は外貨指定銀行で交換して支払う」と定めている(外貨の決済、売却、支払管理規定第21条第1項)。

以上より、中国合弁企業は、合弁当事者である日本企業に対して、利益配当を日本円で送金することができる。